

(別添)

「協同組合検査実施要項」の一部改正について

令和 2 年 1 2 月  
農 林 水 産 省  
大臣官房検査・監察部

I 改正概要

1 農林水産省協同組合等検査規程の一部改正に伴う改正

- (1) 検査命令書及び身分証明書について、検査対象者に対して提示するための改正を行う。
- (2) 検査通告書について、検査対象者に対して交付するための改正を行う。  
また、子会社検査要領及び共済代理店検査要領については、様式を規定するための改正を行う。

【該当箇所】

- (1) 及び (2) 本文 第4の2の(3)、別添15 子会社検査要領、  
別添16 共済代理店検査要領

2 押印の廃止

検査対象者への通知文について、押印を不要とするための改正を行う。

【該当箇所】

- 別記様式3 農水産業協同組合貯金保険機構への通知文様式（第4の6の  
(1) 関係)

### 3 検査提出資料の改正

検査提出資料について、検査対象者に対して、検査着手時に検査責任者等が指示する日までに提出を求めるための改正を行う。

#### 【該当箇所】

別添11 経済事業を行う農業協同組合連合会に係る検査マニュアル 徴求資料の留意事項

別添12 森林組合連合会及び経済事業を行う漁業協同組合連合会等に係る検査マニュアル 徴求資料の留意事項

別添13 医療事業等を行う農業協同組合連合会に係る検査マニュアル 徴求資料の留意事項

## II 施行時期

令和2年12月25日